岩崎電気株式会社
証券コード　6924

第107回定時株主総会
招集ご通知

日時　2022年6月28日(火曜日)
午前10時（受付開始 午前9時15分）
場所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　2階ザ・グリーンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

・株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温を実施させていただきます。
何卒ご理解の程お願い申しあげます。

IWASAKI

○目次

第107回定時株主総会招集ご通知 1

(株主総会参考書類)
＜会社提案（第1号議案－第5号議案）＞
第１号議案　剰余金処分の件 6
第２号議案　定款一部変更の件 7
第３号議案　取締役８名選任の件 9
第４号議案　監査役１名選任の件 15
第５号議案　会計監査人選任の件 17
＜株主提案（第６号議案－第９号議案）＞
第６号議案　剰余金の処分の件 18
第７号議案　政策保有株式に係る定款変更の件 23
第８号議案　監査役２名解任の件 25
第９号議案　補欠監査役１名解任の件 28

(提供書面)
事業報告
１．企業集団の現況 29
２．会社の現況 36

連結計算書類
連結貸借対照表 46
連結損益計算書 47
連結株主資本等変動計算書 48

計算書類
貸借対照表 49
損益計算書 50
株主資本等変動計算書 51

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査報告 52
計算書類に係る会計監査報告 55
監査役会の監査報告 57

株主総会会場ご案内図

証券コード　6924
2022年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区東日本橋一丁目１番７号
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　　伊藤義剛

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月27日（月曜日）午後５時20分までに到着するようご返送ください。
［インターネット等による議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年６月27日（月曜日）午後５時20分までに議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、５頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　2022年６月28日（火曜日）午前10時

2．場　　所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　２階ザ・グリーンホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第107期(2021年４月１日から2022年３月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第107期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　会計監査人選任の件

＜株主提案（第６号議案から第９号議案まで）＞

第６号議案　剰余金の処分の件
第７号議案　政策保有株式に係る定款変更の件
第８号議案　監査役２名解任の件
第９号議案　補欠監査役１名解任の件

株主提案（第６号議案から第９号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（18頁から28頁まで）に記載のとおりであります。

4．議決権行使についてのご案内

（1）議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

5．インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.iwasaki.co.jp/）に掲載しておりますので、

本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
③ 連結計算書類の「連結注記表」
④ 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①②は監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。
また、上記③④は監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

以 上

・・・

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年６月28日（火曜日）
午前10時（受付開始午前９時15分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

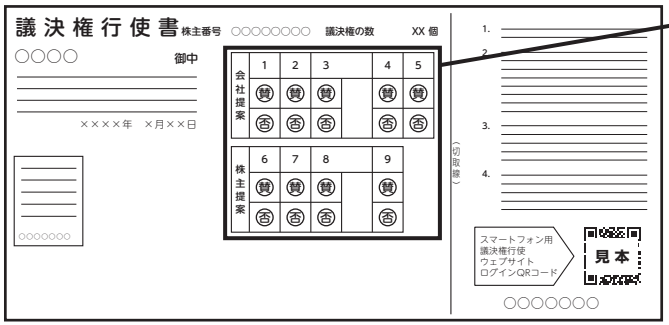

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第１～第５号議案）

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対の場合** ≫ 「否」の欄に○印

（第３号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第６～第９号議案）

- **反対の場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印

（第８号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

また、各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

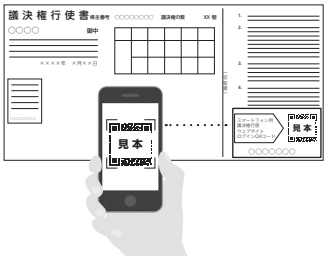

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

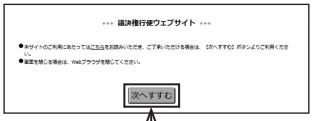

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

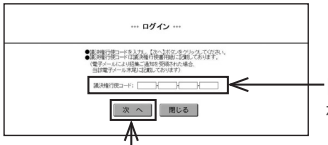

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

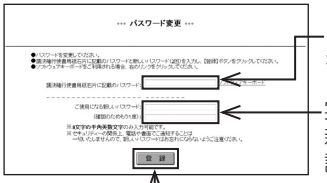

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　年末年始を除く9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主配当につきましては、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績ならびに事業環境等を考慮して配当金を決定しております。具体的な指標として、連結配当性向30％以上を目安におき、今まで以上に株主の皆様への利益還元を重視し、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、本議案とは別に後記のとおり株主様から剰余金の配当に関する議案が提出されていることから、配当金支払事務を円滑に行うため、配当金支払開始日につきましては、以下の日にさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式　　１株につき金 130 円
　配当総額　　964,153,320 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2022年６月28日

④ 配当金支払開始日
　2022年７月19日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

・変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

・変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（２）　監査体制の充実・強化を図るため、現行定款第31条において定める監査役の員数を１名増員し、４名以内から５名以内に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
第３章　　株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、 計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第３章　　株主総会 ＜削除＞

現行定款	変更案
＜新設＞	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査役および監査役会
(監査役の員数) 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	(監査役の員数) 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。
＜新設＞	（附則） １．定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）が任期満了となります。つきましては、取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	第107期取締役会出席状況
1	再任	伊藤（いとう） 義剛（よしたけ）	代表取締役社長	100.0% (13／13回)
2	再任	加藤（かとう） 昌範（まさのり）	取締役 上席執行役員 知財法務部長	100.0% (13／13回)
3	再任	上原（うえはら） 純夫（すみお）	取締役 上席執行役員 光・環境事業部長	100.0% (13／13回)
4	再任	青山（あおやま） 誠司（せいじ）	取締役 上席執行役員 照明事業企画推進部長	100.0% (13／13回)
5	再任 社外 独立	大屋（おおや） 健二（けんじ）	社外取締役	100.0% (13／13回)
6	再任 社外 独立	田内（たない） 常夫（つねお）	社外取締役	100.0% (13／13回)
7	再任 社外 独立	須永（すなが） 順子（じゅんこ）	社外取締役	100.0% (10／10回)
8	新任	池田（いけだ） 顕司（けんじ）	上席執行役員 経営企画室長	－

（注）須永順子氏につきましては、第106回定時株主総会において選任され、就任したため、就任後の取締役会の回数を記載しております。

候補者番号 1

伊藤（いとう） 義剛（よしたけ）

再任

生年月日
1958年5月11日

所有する当社の株式数
13,500株

取締役会出席状況
13回中13回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年４月　当社入社
2006年４月　当社国内営業事業部 営業統括部長
2007年７月　当社管理本部 経営企画部長
2012年６月　当社執行役員 管理本部長
2012年10月　当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長
2013年４月　当社執行役員 光応用事業本部長
2015年４月　当社上席執行役員 光応用事業本部長
2015年６月　当社取締役 上席執行役員 光応用事業本部長
2016年４月　当社代表取締役社長
2019年４月　当社代表取締役社長 兼 照明事業部長
2020年７月　当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、2016年４月に代表取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。

候補者番号 2

加藤（かとう） 昌範（まさのり）

再任

生年月日
1959年10月19日

所有する当社の株式数
5,700株

取締役会出席状況
13回中13回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年４月　株式会社第一勧業銀行 入行
2009年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）国際審査部長
2011年６月　当社国際営業部部長
2012年４月　当社財務経理部長
2013年６月　当社取締役 管理本部長
2017年４月　当社取締役 上席執行役員 経営管理部、情報システム部、財務経理部管掌
2018年４月　当社取締役 上席執行役員 ﾗｲﾃｨﾝｸﾞｿﾘｭｰｼｮﾝ事業本部長、財務経理部管掌
2019年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、CSｾﾝﾀｰ担当、財務経理部管掌
2021年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、CSｾﾝﾀｰ、広報宣伝室担当、総務部管掌、IR担当
2021年10月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部長、CSｾﾝﾀｰ、広報宣伝室担当、人事総務部管掌、IR担当
2022年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部長、CSｾﾝﾀｰ、広報宣伝室、海外営業課担当、人事総務部管掌、IR担当（現任）

取締役候補者とした理由

銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務・経営管理部門、海外事業を含めた民間市場の新チャネル開発と開発・製造・販売までを担う事業組織の運営、財務部門の管掌等を務め、現在、知財法務、ＣＳ部門、海外営業、ＩＲを担当し、人事総務部門を管掌する役員として業務に精通しており、その職務・職責を適切に果たしております。今までの豊富な経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。

候補者番号 3

うえはら　すみお
上原　純夫

再任

生年月日
1960年5月15日

所有する当社の株式数
1,400株

取締役会出席状況
13回中13回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年４月　当社入社
2006年４月　当社光源事業部 映像光源部長
2010年４月　当社生産技術部長
2012年４月　当社光応用事業本部 映像光源部長
2014年４月　当社執行役員 光応用事業本部 副本部長
2016年４月　当社執行役員 光・環境事業本部長
2017年４月　当社上席執行役員 埼玉製作所長 兼 光・環境事業本部長
2019年４月　当社上席執行役員 光・環境事業部長
2019年６月　当社取締役 上席執行役員 光・環境事業部長
2021年５月　当社取締役 上席執行役員 埼玉製作所長 兼 光・環境事業部長、生産技術部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

光応用部門、生産技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、製造事業所長を務めるなど業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。

候補者番号 4

あおやま　せいじ
青山　誠司

再任

生年月日
1968年7月16日

所有する当社の株式数
1,600株

取締役会出席状況
13回中13回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1991年４月　当社入社
2012年４月　当社国内営業本部 福岡営業所長
2018年４月　当社執行役員 国内事業本部 副本部長 兼 国内事業推進部長
2019年４月　当社執行役員 照明事業部 副本部長 兼 照明事業企画推進部長
2020年４月　当社上席執行役員 照明事業部 副事業部長 兼 照明事業企画推進部長
2020年６月　当社取締役 上席執行役員 照明事業部 副事業部長 兼 照明事業企画推進部長
2020年７月　当社取締役 上席執行役員 照明事業部長 兼 照明事業企画推進部長
2022年４月　当社取締役 上席執行役員 照明事業企画推進部長、ＥＳ事業推進部担当（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門に長年携わり豊富な業務経験を有し、照明事業を担当する役員として業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。

候補者番号 5

大屋（おおや） 健二（けんじ）

再任

社外

独立

生年月日
1949年11月4日

所有する当社の株式数
1,300株

取締役会出席状況
13回中13回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1972年 4 月　日本電装株式会社（現 株式会社デンソー） 入社
1997年 1 月　株式会社デンソー 新事業営業部長
2000年 6 月　同社 取締役
2004年 6 月　同社 常務役員
2007年 6 月　同社 専務取締役
2009年 6 月　同社 取締役副社長
2010年 6 月　アスモ株式会社 取締役社長
2014年 6 月　同社 顧問
2016年 6 月　同社 顧問 退任
2018年 6 月　当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

株式会社デンソーの役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映させ、また、当社から独立した立場でコーポレートガバナンスの強化を図るなど、当社の経営に貢献できると判断しております。同氏には引き続き社外取締役として上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号 6

田内（たない） 常夫（つねお）

再任

社外

独立

生年月日
1957年1月24日

所有する当社の株式数
900株

取締役会出席状況
13回中13回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月　本田技研工業株式会社 入社
2004年 6 月　株式会社本田技術研究所 常務取締役
2006年 4 月　ﾎﾝﾀﾞｵﾌﾞｱﾒﾘｶﾏﾆｭﾌｧｸﾁｭｱﾘﾝｸﾞ・ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ 取締役副社長
2006年 6 月　本田技研工業株式会社 執行役員
2008年 4 月　ﾎﾝﾀﾞｵﾌﾞｱﾒﾘｶﾏﾆｭﾌｧｸﾁｭｱﾘﾝｸﾞ・ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ 取締役社長
2009年 4 月　本田技研工業株式会社 四輪事業本部長
2009年 6 月　同社 取締役
2011年 6 月　株式会社ケーヒン（現日立Astemo株式会社） 代表取締役社長
2016年 6 月　同社 代表取締役社長 退任
2016年 6 月　本田技研工業株式会社 社友
2019年 6 月　当社取締役
2021年 6 月　当社取締役　メタウォーター株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

メタウォーター株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

本田技研工業株式会社において役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から事業戦略及び経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場で経営全般に関する助言が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。同氏には引き続き社外取締役として上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号 7

須永　順子（すなが　じゅんこ）

再任
社外
独立

生年月日
1960年９月25日

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
10回中10回（100.0%）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年４月　日本電気株式会社 入社
1993年１月　NEC Electronics (USA) 出向
1997年４月　クアルコムジャパン株式会社（現 合同会社） 入社
1998年４月　同社 ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｼﾆｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ
2008年11月　同社 シニアダイレクター
2016年６月　同社 副社長
2018年４月　同社 代表職務執行者社長
　　ｸｱﾙｺﾑｼｰﾃﾞｨｰｴﾑｴｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ有限会社 代表取締役社長
2021年６月　当社取締役
　　クアルコムジャパン合同会社　代表職務執行者社長
　　ｸｱﾙｺﾑｼｰﾃﾞｨｰｴﾑｴｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ有限会社 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

ｸｱﾙｺﾑｼﾞｬﾊﾟﾝ合同会社 代表職務執行者社長
ｸｱﾙｺﾑｼｰﾃﾞｨｰｴﾑｴｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ有限会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる携帯電話半導体事業での豊富な経験を通じて培った事業運営や関連業界に関するグローバルな見識をもとに、また、ダイバーシティ推進の観点から、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。同氏には引き続き社外取締役として上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号 8

池田　顕司（いけだ　けんじ）

新任

生年月日
1968年３月６日

所有する当社の株式数
400株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1991年４月　当社入社
2018年４月　当社経営企画部長
2020年４月　当社執行役員 経営企画部長
2021年10月　当社執行役員　経営企画室長
2022年４月　当社上席執行役員　経営企画室長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門・照明事業企画・商品企画部門を経て経営企画部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、経営企画部門を担当する執行役員として業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。

注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者 大屋健二氏、田内常夫氏、須永順子氏 は社外取締役候補者であります。
3．取締役候補者 大屋健二氏、田内常夫氏、須永順子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大屋健二氏は４年、田内常夫氏は３年、須永順子氏は１年となります。
4．当社は、取締役候補者 大屋健二氏、田内常夫氏、須永順子氏 を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5．当社は、取締役候補者 大屋健二氏、田内常夫氏、須永順子氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、大屋健二氏、田内常夫氏、須永順子氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年７月に契約更新する予定であります。本議案でお諮りするすべての再任の取締役候補者および新任の取締役候補者である 池田顕司氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
〔保険契約の内容の概要〕
① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め、全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
② 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等、一定の免責事由がございます。
7．当事業年度の取締役会への出席状況につきましては、第107期に開催された取締役会について記載しております。また、須永順子氏 につきましては、第106回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査体制の充実・強化を図るため、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査役１名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

小林（こばやし）　雅之（まさゆき）

新 任
社 外
独 立

生年月日
1959年８月13日

所有する当社の株式数
0株

略歴（重要な兼職の状況）

1984年４月	東急建設株式会社入社
2002年６月	パシフィックマネジメント株式会社　財務部長
2005年９月	同社執行役員
2008年３月	同社取締役管理本部長
2010年６月	ケネディクス株式会社　コンプライアンス部長
2017年３月	同社監査役
2021年６月	同社監査役
	株式会社近鉄エクスプレス　社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

ケネディクス株式会社　監査役
株式会社近鉄エクスプレス　社外監査役

社外監査役候補者とした理由

不動産投資事業に従事した経験と他社監査役としての幅広い見識を有しており、社外監査役として中立的・客観的立場から監査を行い、当社経営の透明性、監査・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。

（注）１．監査役候補者 小林 雅之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者 小林 雅之氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は監査役候補者 小林 雅之氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
４．当社は、監査役候補者 小林 雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出いたします。
５．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年７月に契約更新する予定であります。監査役候補者 小林 雅之氏は、選任後被保険者となります。その契約の概要につきましては、14頁に記載のとおりであります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役のスキル

氏名	本定時株主総会後の地位	スキル							
		企業経営	業界経験	営業・マーケティング	技術開発	製造	海外事業	財務・会計	人事・労務
伊藤　義剛	代表取締役社長	○	○	○			○	○	○
加藤　昌範	取締役 上席執行役員						○	○	○
上原　純夫	取締役 上席執行役員		○		○	○	○		
青山　誠司	取締役 上席執行役員		○	○					
池田　顕司	取締役 上席執行役員		○	○				○	
大屋　健二	社外取締役	○		○			○		○
田内　常夫	社外取締役	○			○	○	○		
須永　順子	社外取締役	○		○	○		○		
加藤　浩昭	常勤監査役		○					○	○
星野　治彦	常勤監査役		○	○			○		
鈴木　直人	社外監査役	○		○			○	○	
稲垣　　尚	社外監査役	○		○				○	○
小林　雅之	社外監査役	○						○	○

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人としてアーク有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。

また、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社が第107期よりスタートしている中期経営計画を進めていく中で、新たな視点での監査を期待できることに加え、効率性、独立性、専門性、品質管理体制を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われる体制を備えていることから、同監査法人が当社の会計監査人に適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年５月１日現在)

名　称	アーク有限責任監査法人
主たる事務所 所　在　地	東京都新宿区西新宿一丁目23番３号
沿　革	1975年４月　近畿第一監査法人設立 聖橋監査法人設立 1982年８月　明治監査法人設立 2004年３月　アーク監査法人設立 2016年１月　明治監査法人とアーク監査法人が合併、 明治アーク監査法人に名称変更 2016年７月　明治アーク監査法人と聖橋監査法人が合併 2019年７月　アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年７月　アーク有限責任監査法人と近畿第一監査法人が合併
概　要	資 本 金　50百万円 構成人員　代表社員　６名 社員　31名 公認会計士　54名 公認会計士試験合格者　41名 米国公認会計士　３名 ITその他専門職員　３名 監査事務スタッフ　13名 その他　14名 合　計　165名 関 与 会 社　105社

＜株主提案（第６号議案から第９号議案まで）＞

第６号議案、第７号議案、第８号議案、第９号議案は、株主様（１名）からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領および提案の理由は、誤字・脱字や事実誤認を含め原文のまま記載しております。

第６号議案　剰余金の処分の件

１．議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

（ア）配当財産の種類

金銭

（イ）１株当たり配当額

金209円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式１株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金209円）

（ウ）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき上記（イ）の１株当たり配当額（配当総額は、１株当たり配当額に2022年３月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

（エ）剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

（オ）配当金支払開始日

定時株主総会の日の翌営業日から起算して、３週間後の日

２．提案の理由

当社経営陣は、自らの報酬については手厚い支払いを受ける策を推し進める一方で、配当利回りを市場平均よりも低く抑えるなど株主への利益還元について配慮を欠き、株主軽視の姿勢が見られる。このことが当社の株価に悪影響を与え、当社の株価は長期間ＰＢＲ１倍を大きく下回っている。提案者は、このような株主軽視の経営を改善するため一株当たり配当金、配当総額、配当性向を上げることを提案する。以下、理由を詳述する。

当社は、特許権侵害に基づく損額賠償債務を負担したことに起因して株主への配当を無配としてきたにもかかわらず、役員報酬については増額してきた。すなわち、当社は、2009年３月期に2,397百万円（前年比で3,432百万円の悪化）の当期純損失を計上したが、そのうち▲452百万円は当社が製造販売するプロジェクター用超高圧水銀ランプがフィリップス社の所有する特許権を侵害しているとされた問題に関連する訴訟関連損失であった。

2010年１月には当社はフィリップス社に3750万米ドルの和解金を支払うことに合意し、2010年３月期にはフィリップス社との特許訴訟に係る和解金▲4,142百万円及び訴訟関連損失▲328百万円等を特別損失に計上し、同期の純損失の総額は8,031百万円（前年比▲5,633百万円の悪化）にも上った。フィリップス社への和解金の支払に起因する財務数値の悪化は当社に多大なる影響を及ぼし、2009年３月期以降、当社は５期連続して無配となった。

他方で、当社の役員報酬は2008年３月期以降増加を続けた。具体的には、2008年３月期は期末取締役数12名（社外取締役ゼロ）に対し報酬総額は158百万円、一人当たり報酬平均は1,316万７千円であったのに対し、2009年３月期は期末取締役数８名（社外取締役ゼロ）に対し報酬総額は215百万円、一人当たり報酬平均は2,687万５千円、2010年３月期は期末取締役数８名（社外取締役ゼロ）に対し報酬総額は159百万円、一人当たり報酬平均は1,987万円であった。つまり、多額の純損失を計上した2009年３月期においては、株主への配当は無配とする一方で、役員報酬は総額158百万円から215百万円へ（+36%）、一人当たり役員報酬平均は1,316万７千円から2,687万５千円へ（＋204%）と大きく増額したのである。そして、2021年３月期については、期末取締役数６名（社外取締役を除く）に対し報酬総額は159百万円、一人当たり報酬平均は26,500千円である。株主への配当をゼロとする一方で役員の報酬を上げるという判断は、株主を軽視する経営陣の考えが表面化したものである。

一株当たり配当金、配当性向、配当総額についても株主軽視の姿勢が見える。上記のとおり、株主への配当は2008年３月期の５円を最後に５年連続無配が続き、足元の2021年３月期は１株当たり40円であるが、ここで注視すべきは当社が2017年10月１日に10対１の株式併合を実施しているということである。2017年10月１日を境にして株価は理論上は10倍、一株当たり配当金も10倍となるはずであるから、この点を考慮すると2021年３月期の１株当たり40円の配当は併合前の株式価値に換算すると１株当たり４円の配当に等しく、当社においては2008年３月期以来一切配当が増えていないどころか

10円減配（▲20%）していることになる。配当金総額も現在に至るまで2008年３月期の390百万円を超えることはなく、2021年３月期の配当総額は306百万円であった。つまり、当社においては、2008年３月期より、13年間経過しても１株当たり配当金及び配当総額のいずれも増加していないのである。
配当性向については、一般に30～50%を目安に配当額を決定する企業が多いとされるところ、当社では2020年３月期は11.47%、2021年３月期は14.87%となっている。また、純資産に対してどのくらい配当として分配したかを示す純資産配当率について見ると、東京証券取引所市場第一部全産業の平均は2.59%、電気機器業界の平均は2.69%であるところ、当社はわずか0.97%（2021年３月期）である。
以上の点から、当社の取締役の関心はもっぱら役員報酬の増額に当てられており、株主への配慮を欠いていると言わざるを得ない。このような当社取締役の姿勢が、株主価値を下げ、株価に悪影響を与えていることは明らかである。
実際、過去15年間の株価を見ると、高値は446円（2007年３月期）であり、これは株式併合後の4,460円に当たるが、今年の高値は2,400円、安値1,368円（2022年３月期）である。15年間株価が上昇していないどころか50%も下落しているのである。更に当社のＰＢＲは0.5倍台であり、会社解散価値の半分しかない。さらに当社の役員の報酬については、2016年８月より業績連動型株式報酬制度が導入されており、これに基づき取締役（社外取締役を除く）は各事業年度に付与されたポイント数に応じて退職時に信託を通じて当社株式及び株式に相当する金銭を得ることになった。つまり、当社の取締役は退職時にも手厚い報酬を得ることができる。当社の説明によるとこの制度は「取締役の役員報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした」とのことであるが、実際には、当社の株主価値が増大するような施策は行われず、上記のとおり、2016年８月以降も当社の配当性向も純資産配当率も低いままである。業績連動型株式報酬制度を導入しても、取締役の意識は株主には向かっていないことが明らかであり、つまるところ、この制度は取締役への報酬を手厚くするための制度であり、企業価値増大は名目上の目的にすぎないと推察される。
　株主軽視の姿勢は、中期経営計画【2022年３月期～2026年３月期】（2021年11月１日リリース）でも明らかにされている。同計画では、【2026年３月期（計画）、単位百万円】の数値目標が【売上高65,000　営業利益5,200　営業利益率8.0%　自己資本利益率8.0%】とされている。「個々の企業の資本コストの水準は異なるが、グローバルな投資家から認められるにはまずは第一ステップとして、最低限８%を上回るROEを達成することに各企業はコミットすべきである。もちろん、それはあくまでも「最低限」であり、８%を上回ったら、また上回っている企業は、より高い水準を目指すべきである」（伊藤レポート経産省2014）とも言われている。また、同計画には、配当性向の向上や株主還元に触れた個所は何処にもなく、株主に向けたメッセージがない。このような目標は取締役としての実績を形式的に作り出すためには有効であるが、株主にとって歓迎できるものではない。
　以上より、提案者は、当社の中期経営計画５ヵ年（2022年３月期～2026年３月期）の間、配当性向70%（当期は一株当たり配当金209円の見込み）かつ純資産配当率４%（当期は一株当たり173円の見

込み）の多い方の金額を配当総額として５年間実行することを求める。なお、この提案は、当社に対して過大な配当を求め、短期的な利益のみを追求するということを企図していない。当期の利益（2022年３月期の当社の１株当たり当期純利益は292円）を超えない範囲で株主還元を行うというものである。当社が株主への配慮を欠かしていないというのであれば十分に受け入れることのできる範囲の提案である。

３．第６号議案についての当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、2022年5月12日に開示した「配当政策の基本方針および配当予想の修正に関するお知らせ」において、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として認識し、中長期的な成長へ向けた投資、財務基盤の安定化を図りつつ、株主の皆様への利益還元を充実させるため、連結配当性向30%以上を目安とし、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を実施する方針を公表しております。本方針に基づき、2022年3月期の期末配当金は1株あたり130円とすることを予定しており、2022年3月期の連結配当性向は41.5%となる見込みです。

また、当社は2022年3月期中に約5億円の自己株式の取得を実施しており、自己株式の取得を加味した2022年3月期の総還元性向は63.0%となる見込みです。

当社は2021年11月に公表した「中期経営計画」（計画期間：2022年3月期から2026年３月期）において、「第二創業に向けた成長戦略・構造改革」を基本方針とし、光技術と新たな技術の結合で、社会・産業インフラを支える先進企業を目指すことを掲げております。当社グループにおいては、2020年12月に当社グループの売上・利益の下支えをしてきた水銀ランプの生産が終了したことから、2026年3月期までの期間では、外部環境の変化を捉え、事業領域の拡大、社会への新たな価値の実現のために、新規事業の取り組みと当社グループの構造改革を推進し、当社の新たな利益創出体制の基盤を構築し、当社グループの存続と発展づくりを行っていく必要性があると考えております。

新型コロナウイルス感染症流行の長期化や、資源価格の高騰、世界的な半導体不足、為替変動など、当社の事業環境の不確実性の高まりが見込まれる中で、上記の新規事業の取り組みと構造改革を行っていくためには、適切な水準での内部留保を確保し、これらの内部留保

を機動的に活用することが当社グループの存続と発展に資するものと考えております。具体的には、運転資金として必要な流動性を維持しつつ、中期経営計画に掲げている構造改革、技術基盤の構築、環境への取り組み、それぞれへの投資（DX・IT人材開発投資：10億円、研究開発・M&A投資：30億円、環境関連投資：10億円の計50億円）を中期経営計画期間の重点施策としており、上記の重点投資を着実に実施していくことが当社の中長期的な成長に寄与し、株主の皆様に継続的に成果を還元するために必要不可欠なものであると考えております。

従いまして、当期純利益の70％の配当を求める本提案は、当社の株主還元の基本方針および中長期的な成長に不可欠な資金の活用策には合致せず、当社の企業価値及び株主利益の向上を図る観点から、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断し、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第７号議案　政策保有株式に係る定款変更の件

１．議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第８章　政策保有株式

（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）

第46条　当会社は、当会社が取引関係の維持・強化を目的として保有している株式（以下「政策保有株式」という。）について、取引関係の維持・強化という目的が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年１回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。

２．当会社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

３．当会社は、本条を追加する定款変更の効力発生日現在保有している政策保有株式を、2025年３月末までに、速やかに売却するものとする。

２．提案の理由

提案者は、政策保有株式は一切保有するべきでなく、また、政策保有株式の保有と取引関係には何の因果関係もないと考えている。議決権行使助言会社であるＩＳＳ及びグラス・ルイスも、政策保有株式の保有について、ガバナンス上の問題点を指摘した上で、資本効率性の低下につながるとして否定的な見解を示している。以上の理由から、提案者は、当社が開示した政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかについては、厳しく検証し、その結果を株主に開示すること、また当社が保有する政策保有株式を2025年３月期決算期末までに速やかに売却するよう求めるものである。

3．第７号議案についての当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、事業戦略上の重要性、事業上のシナジー等の観点から、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断される場合には、株式の政策保有を行いますが、保有の合理性が認められない株式については縮減する方針としております。政策保有株式につきましては、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを個別銘柄ごとに精査し、毎年取締役会において検証しております。

具体的には、コーポレートガバナンス・コード施行前の2015年3月末時点では、37銘柄を保有しておりましたが、2021年3月末には17銘柄へと、着実に縮減しております。

なお、現在保有している17銘柄のうち5銘柄につきましては、同期間中に保有株式の一部を売却しており、2022年3月期にも2銘柄を売却いたしました。その結果、2022年３月末時点では、時価では3,283百万円、純資産対比9.82%となっております。今後も引き続き、保有効果の検証を行い、徐々に政策保有株式の縮減を図っていく方針です。

当社取締役会としては、政策保有株式の縮減については、当該企業との事業関係及び取引関係も鑑み取締役会で議論すべき個別の事項であり、かつ、上記のとおり、当社取締役会において縮減に向けた取り組み、保有の適切性についての検証を十分に行っていることから、本株主提案は会社の根本規則である定款に規定するのになじまない性質の事項であり、本株主提案のような定款の定めをおくことは不適切であると判断し、本株主提案に反対いたします。

第８号議案　監査役２名解任の件

１．議案の要領

監査役　鈴木直人氏及び監査役　稲垣 尚氏を解任する。

２．提案の理由

監査役　鈴木直人氏（以下「鈴木氏」という。）及び監査役　稲垣 尚氏（以下「稲垣氏」という。）は、当社の大株主である主要取引銀行のＯＢである。当社においては何十年にも亘って当社の主要取引銀行の関係者が社外監査役の地位を維持しているが、このような状況で、コーポレートガバナンス・コードにいう「強固な独立性」を維持し「客観的な立場における適切な判断」を行うことは困難である。以下に詳述する。

コーポレートガバナンス・コードでは、監査役の独立性が重視されており、「監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。」（原則４－４）、「監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。」（補充原則４－４①）とされている。そこで、当社の社外監査役の独立性について考察すると、鈴木氏は、㈱みずほ銀行常務執行役員及びみずほ総合研究所㈱代表取締役副社長を歴任したみずほ銀行ＯＢである。また、稲垣氏は、㈱三井住友銀行執行役員ホールセール部門副責任役員兼リテール部門副責任役、ＳＭＢＣ債権回収㈱代表取締役を歴任した三井住友銀行ＯＢである。当社にとって㈱みずほ銀行及び㈱三井住友銀行は、主要な取引銀行であり、各々が当社株式183千株及び168千株を所有する第5位、第7位の大株主である。また、当社は、㈱みずほ銀行及び㈱三井住友銀行から2021年３月末で各々14億６千万円、12億３百万円の借入残高がある。そして、当社は、各行の親会社である㈱みずほフィナンシャルグループの株式を62千145株、㈱三井住友フィナンシャルグループの株式を22千３百株所有している。このように、当社と㈱みずほフィナンシャルグループ及び㈱三井住友フィナンシャルグループの関係性が深いことが明らかである。そして、鈴木氏、稲垣氏だけでなく、当社においては次のとおり、歴代の社外監査役がみずほフィナンシャルグループ及び三井住友フィナンシャルグループから選任されてきた。㈱みずほフィナンシャルグループの出身者としては、清水正博氏（2002年６月～2005年６月）、中須良平氏（2005年６月～2011年６月）、山城興英氏（2011年６月～2015年６月）、池田浩一氏（2015年６月～2019年６月）、鈴木氏（2019年６月～2022年６月現任）が監査役に選任

されている。㈱三井住友フィナンシャルグループの出身者としては、兵頭宏和氏（1999年６月～2013年６月）、山崎正之氏（2013年６月～2017年６月）、渡邊正三氏（2017年６月～2021年６月）、稲垣 尚氏（2021年６月～2022年６月現在）が監査役に選任されている。

当社の有価証券報告書及びコーポレートガバナンス・コードに関する報告書には、当社の＜社外役員の独立性に関する基準＞について「直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。」とされており、形式的には確かに、鈴木氏・稲垣氏に関しては過去３事業年度のみ、みずほ銀行、三井住友銀行の取締役、監査役または執行役員その他の使用人に該当せず、社外監査役の独立性に関する基準を満たす。しかし、当社の社外監査役のポストについては、長期にわたり㈱みずほフィナンシャルグループ歴代ＯＢと㈱三井住友フィナンシャルグループ歴代ＯＢの固定化されたポジションとなっており、当社とみずほフィナンシャルグループ関連の会社、三井住友フィナンシャルグループ関連の会社には強固な関係性が築かれていることは明らかである。このような関係性においては、これらの者のＯＢである社外監査役の独立性は到底期待できるものではない。監査役は、株主に代わり取締役の業務執行を監視する重要な役割を期待されており、さらに社外監査役の制度は、業務を執行する取締役の影響を受けず客観的な意見を表明できる者が監査役の中に必要であるため導入されている制度である。上記のように長期間にわたり社外監査役の地位を約束しているものと同視できるような関係性の中で、両行のＯＢが、取締役からの影響を受けず「強固な独立性」を維持し「客観的な立場における適切な判断」に基づき株主に代わり意見を表明することはおよそ期待できず、ガバナンス不全を招く恐れがあるものと提案者は考える。

以上の理由から、提案者は、鈴木氏及び稲垣氏両名の解任を提案する。なお、鈴木氏の2019年６月27日開催の第104回定時株主総会における賛成票率は70.8％であり、稲垣氏の2021年６月25日開催の第106回定時株主総会における賛成票率は59.3％であった。多くの機関投資家が、独立性に疑問があるため反対票を投じた結果であると推察される。

3．第８号議案についての当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

監査役　鈴木直人氏は、2019年6月27日開催の第104回定時株主総会にて承認可決され、また、監査役　稲垣 尚氏は、2021年6月25日開催の第106回定時株主総会にて承認可決されて監査役に就任し、就任以降開催されたすべての取締役会、監査役会に出席し、経営者・業務管理者としての経験と幅広い知識をもって、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、十分にその職責を果たしております。

また、鈴木監査役、稲垣監査役とも、職務執行上の不正行為や法令または定款に違反する行為を行ったという事実はありません。したがって、鈴木監査役、稲垣監査役とも解任すべき正当な理由および必要性はありません。

また、本総会において、「第２号議案　定款一部変更の件」にて監査役定員の1名増員を提案しており、その承認可決を条件に「第４号議案　監査役１名選任の件」として、新たに小林雅之氏を監査役候補者として提案しております。これにより、監査体制の一層の充実・強化を図ってまいります。

第９号議案　補欠監査役１名解任の件

１．議案の要領

補欠監査役　渡邊正三氏を解任する。

２．提案の理由

上記（３）（第８号議案）と同様の理由から三井住友銀行ＯＢの補欠監査役　渡邊正三氏　を解任することを求める。

３．第９号議案についての当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本総会において、「第２号議案　定款一部変更の件」にて監査役定員の1名増員を提案しており、その承認可決を条件に「第４号議案　監査役1名選任の件」として、新たに小林雅之氏を監査役候補者として提案しております。また、補欠監査役 渡邊正三氏の選任の効力は本総会をもって満了となります。

これにより社外監査役3名体制を予定しておりますので、補欠監査役選任の議案は上程されておりません。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米では、各国政府の景気対策もあり経済活動の再開が進み、個人消費や設備投資が増加するなど、景気の持ち直しの動きがみられました。中国では、景気は緩やかな回復基調で推移してきましたが、政府による電力制限やゼロコロナ政策などにより回復のペースは鈍化しました。わが国経済は、感染症の再拡大により緊急事態宣言が断続的に発令される状況が続きましたが、年度後半にかけては経済活動の段階的な再開により景気の持ち直しの動きが見られました。しかしながら、資源価格の高騰や、世界的な半導体不足の長期化に加え、足元ではウクライナ情勢の緊迫化、エネルギー価格の高騰など、景気の先行きに対する不透明感は一層強まりました。

このような環境の中、当社グループは「光技術と新たな技術の結合で、社会・産業インフラを支える先進企業を目指す」という経営ビジョンのもと、照明事業と光・環境事業において、独自性のある商品開発と周辺事業を含めたソリューションビジネスの展開を図り、付加価値の高い商品やサービスの提供を推進しております。当連結会計年度においては、市場のニーズを捉えた新商品の開発を行い、周辺技術を組み合わせた提案活動を積極的に行ってまいりました。また、継続的に業務の効率化、生産性の維持向上に取り組みましたが、調達面においては、一部の材料の高騰や調達リードタイムの長期化の影響を受けました。

これらの結果、売上高は53,185百万円（前年同期は53,587百万円で0.8%の減少）、営業利益は3,287百万円（前年同期は2,941百万円で11.8%の増加）、経常利益は3,462百万円（前年同期は3,191百万円で8.5%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,330百万円（前年同期は2,041百万円で14.1%の増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

＜照明＞

照明事業は、無線通信や双方向通信などの制御機器を搭載したスマートさを有した照明機器や、施設の環境や用途に応じて最適な照明を提供できる照明機器の開発に取り組み、市場への訴求を推進しました。売上高は、国内では、地方自治体のリニューアル需要に対応したことで、LED道路灯やLED街路灯は増加となり、民間需要を中心とした特殊環境照明器具なども新商品の投入があり堅調に推移しました。また、従来型光源は、水銀ランプの生産、輸出入が2020年12月で終了したことで前年から減少となりました。海外では、東南アジア地域は前年同期を上回りましたが、北米は厳しい状況となりました。

これらの結果、売上高は36,332百万円（前年同期は37,150百万円で2.2%の減少）、セグメント利益は3,382百万円（前年同期は3,510百万円で3.6%の減少）となりました。

＜光・環境＞

光・環境事業は、UVキュア分野は、印刷機器関連が低調に推移したものの、EB装置関連の納入があり、売上高は増加となりました。環境試験装置分野は、設備投資の持ち直しの動きがあり、耐候性試験装置などの売上高は増加となりました。殺菌関連分野は、空気循環式紫外線清浄機は、不特定多数の人が利用する施設に対して、衛生面での環境改善に向けた提案活動を推進しましたが、前年同期の感染対策需要の反動もあり、売上高は減少となりました。また、情報機器分野は、売上高は横ばいで推移しました。

これらの結果、売上高は16,899百万円（前年同期は16,481百万円で2.5%の増加）、セグメント利益は1,591百万円（前年同期は1,136百万円で40.0%の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は600百万円であり、その主なものは照明事業453百万円、光・環境事業146百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期に行いました資金調達は、長期借入金の借り換えで、差し引きで2,050百万円の返済を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第104期 (2018.4. 1 から 2019.3.31まで)	第105期 (2019.4. 1 から 2020.3.31まで)	第106期 (2020.4. 1 から 2021.3.31まで)	第107期(当連結会計年度) (2021.4. 1 から 2022.3.31まで)
売上高 (百万円)	54,006	59,274	53,587	53,185
経常利益 (百万円)	1,712	3,885	3,191	3,462
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,119	2,681	2,041	2,330
１株当たり当期純利益	144円75銭	348円63銭	269円07銭	313円01銭
総資産 (百万円)	67,288	69,450	66,970	65,585
純資産 (百万円)	26,937	28,999	31,342	33,434

(注)　「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度以前に対し新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	茨城県桜川市	300 百万円	100.0	照明機器の製造販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180 百万円	100.0	光・環境機器の販売
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチューセッツ州	18,400 千米ドル	100.0	電子線照射装置の製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	米国オハイオ州	18,786 千米ドル	100.0	照明機器の製造販売

⑷ 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、「社員一人ひとりが誠実にお客様と向き合い、新しい技術やサービスを創造することで、持続可能な豊かな社会の実現に貢献する」ことをミッションとし、「光技術と新たな技術の結合で、社会・産業インフラを支える先進企業を目指す」ことを経営ビジョンとしております。
この方針の下、当社グループは、社会環境の変化を的確に捉え、企業としての社会的責任を果たしながら成長していくことを目指しております。

世界経済およびわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明であるものの、社会、経済活動の正常化による景気の持ち直しが期待されます。しかしながら、世界的な半導体不足の長期化や、原油価格や為替の動向、ウクライナ情勢など、今後も予断を許さない状況が継続すると予想しております。
このような事業環境の中、照明事業においては、「脱炭素社会」に向け、国レベルの省エネルギーに対する取り組みも加速し、ストック需要へのLED照明導入促進は継続するものと推測しております。また、国土強靭化策と連動した防災、減災に対するインフラ整備の需要も継続するものと考えております。
光・環境事業においては、殺菌分野では、ウィズコロナ、アフターコロナにおける安心・安全に対する意識に連動した需要の継続、UVキュア分野、環境試験装置分野においては、引き続き設備投資の回復が期待できるものと考え、当社グループとしても新たな技術やソリューション提案を行うことで、市場動向を的確に捉えた事業展開を推進してまいります。

当社グループは、2022年３月期を初年度とする中期経営計画（2022年３月期～2026年３月期）を策定し、「第二創業に向けた成長戦略・構造改革」を基本方針として、事業領域の拡大、社会への新たな価値提供の実現のために、新規事業の取り組みと当社グループの構造改革を推進してまいります。その中で、「主力事業の強化・高度化」「周辺ビジネスの展開」「社会への新たな価値提供」に取り組み、商品提供にとどまらない、あらゆる付加価値提供を意識し、既存マーケットのソリューションから社会環境ソリューションを実現すべく、成長に向けた基盤づくりを推進してまいります。

照明事業においては、施設照明、産業照明分野を中心として、照明インフラに関わるサービスビジネスを積極的に展開してまいります。LED照明は通信、制御システムと組み合わせることにより、より一層省エネ性を向上することができ、さらに、光の質や演出性を高めることで、快適で楽しさのある照明環境の創造が実現できると考えております。また、近年多発している自然災害を背景に、屋外照明や施設照明に求められる役割やニーズが多様化してきており、様々な環境において、万が一の事

態が発生しても「照明による安心と安全」を提供できる、防災・減災を意識した照明システムも社会インフラのお役に立てると考えております。
当社グループで保有する配光制御技術や回路制御技術などと周辺技術との結合により、付加価値の高い照明システムの開発に注力し、ESCO事業への取り組み強化、都市景観・街路市場への展開強化はもとより、施設照明、産業照明分野で、快適で利便性の高いスマート照明システムの市場訴求に取り組んでまいります。

光・環境事業につきましては、当社グループが取り扱う紫外線や赤外線、電子線など、様々な光技術によるビジネスと、サービスやメンテナンスを視野に入れた事業展開を推進してまいります。光の作用、効果を追求し、従来の環境試験関連分野、UV/EBキュア関連分野においては、新たな市場への展開、新たなアプリケーションの開発に取り組んでまいりますが、さらに、半導体製造プロセスに関わる光技術の構築による事業展開の強化を図ってまいります。また、殺菌関連分野では、空気循環式紫外線清浄機「エアーリア」に搭載する紫外線光源の新型コロナウイルスの不活化について、高い有効性があることが確認できておりますが、今後においても信頼性の高い技術と外部技術を結合した商品開発をスピーディに行い、衛生環境の改善や感染症の拡大防止に貢献してまいります。
光・環境事業全体として、地球温暖化防止、環境負荷低減に向け、当社グループが保有する光の基礎技術を最大限に活用して、周辺技術との擦り合わせを積極的に行い、短期的な取り組みに留まることなく、中長期的視点に立って、新たな事業フィールドの創造に取り組んでまいります。

当社グループは、照明事業、光・環境事業を推進する上で、ものづくりにおけるサプライチェーンの構築や調達力の強化、IT・DX推進、ソリューションビジネスの展開に向けた研究開発、社会動向を見据えた新技術開発、環境関連の取り組みなどに経営資源を重点的に配分してまいります。
また、社会への新たな価値提供を念頭においたビジネスの創出により、SDGsを含めたサステナビリティへの貢献を通して、企業価値を高めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2022年３月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	ＬＥＤ照明機器、照明用高輝度放電灯、安定器、照明制御機器、その他特殊照明	68.3%
光・環境事業	特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、環境試験等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等）	31.7%

⑹ **企業集団の主要拠点等**（2022年３月31日現在）

当　　社	本社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 近畿営業所（大阪府大阪市）
	その他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本社	茨城県桜川市
アイグラフィックス株式会社	本社	東京都墨田区
エナジー・サイエンス・インク	本社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本社	米国オハイオ州

⑺ **従業員の状況**（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
照明事業	1,012 （88）名	△64 （△1）名
光・環境事業	617 （20）名	△23 （△2）名
全社 (共通)	58 （－）名	△1 （－）名
合計	1,687 （108）名	△88 （△3）名

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
889（64）名	△20（△3）名	46.0歳	21.3年

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,066百万円
株式会社三井住友銀行	823百万円

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　23,900,000株
② 発行済株式の総数　　7,821,950株（自己株式405,386株を含む）
③ 株主数　　5,534名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	927千株	12.50%
ESG投資事業組合	350	4.72
ミネベアミツミ株式会社	300	4.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	251	3.39
岩崎電気協力会持株会	222	3.00
チャレンジ２号投資事業組合	200	2.70
株式会社みずほ銀行	183	2.48
明治安田生命保険相互会社	180	2.43
株式会社三井住友銀行	168	2.27
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	164	2.22

（注）１．信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
２．当社は、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board　Benefit　Trust））」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当社株式75,050株を保有しております。
３．持株比率は、自己株式（405,386株）を控除して計算しております。自己株式には信託E口が所有する当社株式75,050株は含まれておりません。
４．当社は、自己株式を405,386株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥　その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得しております。

取締役会決議日	2021年５月19日
取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	245,400株
株式の取得価額の総額	499百万円
取 得 期 間	2021年５月20日～2022年３月31日

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊　藤　義　剛	
取　締　役	加　藤　昌　範	上席執行役員 知財法務部長、 ＣＳセンター、広報宣伝室担当、人事総務部管掌　ＩＲ担当
取　締　役	稲　森　　真	上席執行役員 株式会社アイ・ライティング・システム 代表取締役社長
取　締　役	上　原　純　夫	上席執行役員 埼玉製作所長 兼 光・環境事業部長、 生産技術部管掌
取　締　役	青　山　誠　司	上席執行役員 照明事業部長
社外取締役	大　屋　健　二	
社外取締役	田　内　常　夫	メタウォーター株式会社　社外取締役
社外取締役	須　永　順　子	クアルコムジャパン合同会社 代表職務執行者社長 ｸｱﾙｺﾑｼｰﾃﾞｨｰｴﾑｴｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ有限会社 代表取締役社長
常勤監査役	加　藤　浩　昭	
常勤監査役	星　野　治　彦	
社外監査役	鈴　木　直　人	日本ハーデス株式会社 代表取締役社長
社外監査役	稲　垣　　尚	株式会社陽栄 代表取締役社長

（注）　1．当事業年度における取締役および監査役の就任・退任は次のとおりであります。

〔就任〕

氏名	就任日	地位
須永順子	2021年６月25日	社外取締役
稲垣　尚	2021年６月25日	社外監査役

〔退任〕

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
渡邊正三	2021年６月25日	任期満了	社外監査役

2．社外監査役 鈴木直人、稲垣 尚 の両氏はともに金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は、社外取締役 大屋健二、田内常夫、須永順子の３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．当社は、執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く2022年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
〔上席執行役員〕山田智彦 〔執行役員〕漆原 嗣、折戸日出海、池田顕司、水澤 正、石原正彦、早川弘幸
5．当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しており、当委員会の委員は、代表取締役、社外取締役２名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。
当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

④　取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	160 (24)	143 (24)	－ (－)	17 (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	38 (10)	38 (10)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	199 (34)	182 (34)	－ (－)	17 (－)	12 (5)

(注) 1．使用人兼務取締役の使用人分給与は、支給しておりません。
2．業績連動報酬の額は、当事業年度に計上した付与ポイントに対する引当額であり、実際の支給額とは異なります。
3．2022年3月31日現在の取締役は８名(うち社外取締役は３名)、監査役は４名(うち社外監査役は２名)であります。上記取締役、監査役の員数と相違しておりますのは、2021年６月25日開催の第106回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）が含まれていること、及び無報酬の取締役１名が含まれていることによります。

1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。

具体的には、取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、業績を反映した「賞与」および中長期的に企業価値向上に繋げるための業績連動の「信託型株式報酬」で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

ロ．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業績を反映して支給する「賞与」のほか、中長期的に企業価値向上に繋げるために退任時に支給する業績連動型の2016年６月28日付株主総会決議により定めた「信託型株式報酬」を導入しております。「信託型株式報酬」の業績連動報酬に係る指標につきましては、役員株式給付規程において定める連結営業利益の達成度を指標としており、その達成度合いに応じた株式等を給付する定めとなっております。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合につきましては定めておりません。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額とします。

委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬委員会へ意見を求め、その意見を踏まえて内容を決定いたします。

２）取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長 伊藤 義剛がその具体的内容について委任を受けるものとし、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。その他の事項につきましては、１）ホ．に記載のとおりであります。

３）業績連動報酬等に関する事項

当社が導入している「信託型株式報酬」の業績連動報酬に係る指標につきましては、役員株式給付規程において定める連結営業利益の達成度を指標としており、当事業年度の指標目標が連結営業利益3,000百

万円であるところ、実績は3,287百万円となっております。また、当該指標を選定した理由は、業績の向上および企業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。その他の事項につきましては、１）ハ．に記載のとおりであります。

４）非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容につきましては、１）ハ．に記載のとおりであります。非金銭報酬を含めた当事業年度の報酬の実績は、④ 取締役および監査役の報酬等 に記載のとおりであります。

５）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年６月29日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2016年６月28日開催の第101回定時株主総会において、株式報酬として信託型株式報酬を導入（社外取締役は付与対象外）し、本信託に拠出する３事業年度における上限額を300百万円、本信託が取得する３事業年度における上限株式数を150,000株、取締役に付与される１事業年度あたりのポイント数合計を50,000ポイント（当社普通株式50,000株相当）を上限とする旨の決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は６名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年６月29日開催の第90回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

⑤　社外役員に関する事項

１）他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 田内常夫氏はメタウォーター株式会社の社外取締役を兼務しております。
当社とメタウォーター株式会社との間には特別な関係はありません。
・社外取締役 須永順子氏はクアルコムジャパン合同会社の代表職務執行者社長、クアルコムシーディーエムエーテクノロジーズ有限会社の代表取締役社長を兼務しております。
当社とクアルコムジャパン合同会社、クアルコムシーディーエムエーテクノロジーズ有限会社の両社との間には特別な関係はありません。
・社外監査役 鈴木直人氏は日本ハーデス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
当社と日本ハーデス株式会社との間には特別な関係はありません。
・社外監査役 稲垣 尚氏は株式会社陽栄の代表取締役社長を兼務しております。
当社と株式会社陽栄との間には特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

地 位	氏 名	出席状況		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	大屋健二	13回中13回（100.0%）	—	社外取締役 大屋健二氏 は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べており、同氏の知見を活かしたアドバイスをいただいております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会において、社外の立場から客観的な助言や意見を述べ、当社経営の透明性、公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
社外取締役	田内常夫	13回中13回（100.0%）	—	社外取締役 田内常夫氏 は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べており、同氏の知見を活かしたアドバイスをいただいております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会において、社外の立場から客観的な助言や意見を述べ、当社経営の透明性、公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
社外取締役	須永順子	10回中10回（100.0%）	—	社外取締役 須永順子氏 は、就任後、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べており、同氏の知見を活かしたアドバイスをいただいております。
社外監査役	鈴木直人	13回中13回（100.0%）	13回中13回（100.0%）	社外監査役 鈴木直人氏 においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。
社外監査役	稲垣　尚	10回中10回（100.0%）	10回中10回（100.0%）	社外監査役 稲垣 尚氏 においては、就任後、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

（注）1．社外取締役 須永順子氏および社外監査役 稲垣　尚氏は、2021年６月25日開催の第106回定時株主総会において選任されたため、両氏が選任された以降の出席回数を記載しております。両氏の選任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容ならびに過年度の監査における職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に要請し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**45,162**	**流動負債**	**15,544**
現金及び預金	16,939	支払手形及び買掛金	6,002
受取手形、売掛金及び契約資産	12,719	電子記録債務	5,273
電子記録債権	1,986	短期借入金	640
商品及び製品	5,647	1年内返済予定の長期借入金	200
仕掛品	1,671	未払法人税等	804
原材料及び貯蔵品	5,560	未払消費税等	267
その他	680	賞与引当金	731
貸倒引当金	△42	クレーム処理引当金	62
固定資産	**20,422**	その他	1,562
有形固定資産	**15,043**	**固定負債**	**16,606**
建物及び構築物	4,858	長期借入金	2,550
機械装置及び運搬具	693	繰延税金負債	9
工具、器具及び備品	406	再評価に係る繰延税金負債	1,024
土地	8,941	退職給付に係る負債	11,465
リース資産	23	資産除去債務	136
建設仮勘定	120	役員株式給付引当金	86
無形固定資産	**332**	その他	1,332
ソフトウエア	196	**負債合計**	**32,151**
その他	136	**【純資産の部】**	
投資その他の資産	**5,045**	**株主資本**	**30,384**
投資有価証券	4,247	**資本金**	**8,640**
繰延税金資産	265	**資本剰余金**	**2,069**
その他	546	**利益剰余金**	**20,498**
貸倒引当金	△14	**自己株式**	**△823**
		その他の包括利益累計額	**3,031**
		その他有価証券評価差額金	**1,623**
		土地再評価差額金	**2,136**
		為替換算調整勘定	**△1**
		退職給付に係る調整累計額	**△726**
		非支配株主持分	**17**
		純資産合計	**33,434**
資産合計	**65,585**	**負債純資産合計**	**65,585**

連結損益計算書

(2021年４月１日から2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**53,185**
売上原価		**35,917**
売上総利益		**17,267**
販売費及び一般管理費		13,979
営業利益		**3,287**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	109	
受取賃貸料	10	
為替差益	44	
保険配当金	21	
その他	64	253
営業外費用		
支払利息	67	
持分法による投資損失	4	
その他	7	79
経常利益		**3,462**
特別利益		
固定資産売却益	89	
投資有価証券売却益	20	110
特別損失		
固定資産除売却損	56	56
税金等調整前当期純利益		**3,516**
法人税、住民税及び事業税	1,114	
法人税等調整額	72	1,186
当期純利益		**2,329**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,330**

連結株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,640	2,069	18,262	△323	28,649
当期変動額					
剰余金の配当			△306		△306
親会社株主に帰属する当期純利益			2,330		2,330
自己株式の取得				△500	△500
土地再評価差額金の取崩			211		211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	2,235	△500	1,735
当期末残高	8,640	2,069	20,498	△823	30,384

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,891	2,348	△515	△1,048	2,675	16	31,342
当期変動額							
剰余金の配当							△306
親会社株主に帰属する当期純利益							2,330
自己株式の取得							△500
土地再評価差額金の取崩							211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△268	△211	513	322	355	1	356
当期変動額合計	△268	△211	513	322	355	1	2,092
当期末残高	1,623	2,136	△1	△726	3,031	17	33,434

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**31,342**	**流動負債**	**12,350**
現金及び預金	9,888	支払手形	332
受取手形	1,413	電子記録債務	4,682
電子記録債権	1,442	買掛金	4,882
売掛金	10,415	1年内返済予定の長期借入金	200
商品及び製品	4,552	リース債務	23
仕掛品	556	未払金	754
原材料及び貯蔵品	1,760	未払法人税等	567
前渡金	91	未払消費税等	141
前払費用	87	未払費用	93
短期貸付金	1,100	前受金	22
未収入金	57	預り金	105
その他	5	賞与引当金	481
貸倒引当金	△31	クレーム処理引当金	63
固定資産	**21,068**	**固定負債**	**15,111**
有形固定資産	**12,677**	長期借入金	2,550
建物	3,471	リース債務	1
構築物	150	繰延税金負債	74
機械及び装置	222	再評価に係る繰延税金負債	1,024
車両運搬具	3	退職給付引当金	10,085
工具、器具及び備品	221	預り保証金	1,172
土地	8,546	資産除去債務	94
リース資産	4	役員株式給付引当金	86
建設仮勘定	58	関係会社事業損失引当金	11
無形固定資産	**207**	その他	9
ソフトウエア	177	**負債合計**	**27,461**
リース資産	17	**【純資産の部】**	
その他	12	**株主資本**	**21,193**
投資その他の資産	**8,184**	**資本金**	**8,640**
投資有価証券	3,546	**資本剰余金**	**1,909**
関係会社株式	3,430	資本準備金	1,909
出資金	18	**利益剰余金**	**11,467**
関係会社出資金	779	利益準備金	229
長期貸付金	2	その他利益剰余金	11,237
その他	406	繰越利益剰余金	11,237
		自己株式	**△823**
		評価・換算差額等	**3,755**
		その他有価証券評価差額金	**1,619**
		土地再評価差額金	**2,136**
		純資産合計	**24,949**
資産合計	**52,410**	**負債純資産合計**	**52,410**

損益計算書

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**44,727**
売上原価		**32,069**
売上総利益		**12,657**
販売費及び一般管理費		9,800
営業利益		**2,856**
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	214	
受取賃貸料	177	
保険配当金	19	
為替差益	101	
その他	71	595
営業外費用		
支払利息	63	
貸与資産減価償却費	115	
その他	4	182
経常利益		**3,269**
特別利益		
固定資産売却益	66	
投資有価証券売却益	20	86
特別損失		
固定資産除売却損	52	
関係会社貸倒引当金繰入額	6	
関係会社等支援損失引当金繰入額	2	61
税引前当期純利益		**3,294**
法人税、住民税及び事業税	832	
法人税等調整額	△106	725
当期純利益		**2,569**

株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	8,640	1,909	1,909	198	8,793	8,992	△323	19,219
当期変動額								
剰余金の配当				30	△337	△306		△306
当期純利益					2,569	2,569		2,569
自己株式の取得							△500	△500
土地再評価差額金の取崩					211	211		211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	30	2,444	2,474	△500	1,974
当期末残高	8,640	1,909	1,909	229	11,237	11,467	△823	21,193

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,886	2,348	4,234	23,454
当期変動額				
剰余金の配当				△306
当期純利益				2,569
自己株式の取得				△500
土地再評価差額金の取崩				211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△267	△211	△479	△479
当期変動額合計	△267	△211	△479	1,494
当期末残高	1,619	2,136	3,755	24,949

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石田健一

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　滑川雅臣

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石田健一

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　滑川雅臣

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第１０７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制、以下「内部統制システム」という。）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査室並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月20日

岩崎電気株式会社　監査役会

常勤監査役　加藤浩昭　㊞

常勤監査役　星野治彦　㊞

社外監査役　鈴木直人　㊞

社外監査役　稲垣　尚　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会 場　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル ２階ザ・グリーンホール

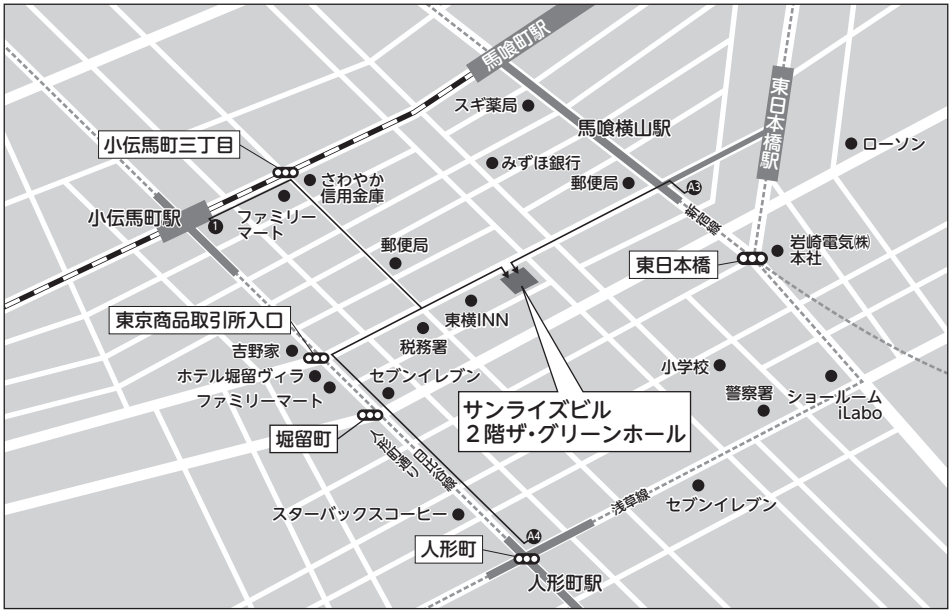

アクセス

- ■ 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約３分（出口A3）
- ■ 都営浅草線「東日本橋駅」及びＪＲ総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約４分
  （地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- ■ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約４分（１番出口）
- ■ 東京メトロ日比谷線「人形町駅」より徒歩約５分（出口A4）

※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※ 受付は午前９時15分に開始いたします。
※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。
また、会場入口付近で検温を実施させていただきます。何卒ご理解の程お願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。